

農業者年金

受給後の 各種書きかえ

● 私は息子に経営移譲して年金を受給している者ですが、息子の農作業を手伝ったら年金は停止になるのでしょうか。

● 経営移譲が終了した後に、後継者又は他人の農作業に従事しても、農地を買ったり開墾して農地としない限り、支給停止となりません。
ただし、農業経営主の地位は交代しているわけですから、次のものは必ず後継者名に変更してください。

- (1) 土地改良区、農業共済組合及び農協の組合員名義
- (2) 農産物の販売、農業用資材の購入
- (3) 農業所得の申告



手作り味噌に挑戦—指導者講習会

あなたも味わってみませんか 手作りみそ

農産物加工の一環として、農業振興会の生活改善部会・農協婦人部・婦人会の皆さんが中心となって中央公民館でみそ作りが行われています。
自然食ブームの今、安心して食べられる無添加味噌をつくってみませんか。「畑の肉」といわれる良質の大豆を使って、あなたのお好みの味を作りだすことができます。
どなたでも利用できますが、くわしくは、産業振興課へお問い合わせください。

三税共同説明会

所得税・事業税・町県民税
申告書の書き方や税の改正点などについて説明します。お気軽においでください。

■日時 2月4日(火)
午前1時半～4時

■場所 中央公民館

出張申告相談

個別の申告相談を実施します。
■日時 2月18日(火)
午前9時半～午後4時

■場所 中央公民館

譲渡所得の申告

土地や建物を譲渡(売買・交換等)した場合には、確定申告が必要です。使用する申告用紙は「分離課税用」です。
譲渡所得の申告用紙が送られてきた人のうち次の人は、同封の「譲渡所得の申告手続」についての回答を郵送してください。

確定申告書を提出済みの場合
譲渡所得が算出されない場合
60年中に六十万円を超える贈与を受けた場合は、贈与税の申告をしなければなりません。申告と納税は3/6までです。
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予の特例を受けるためには、期限内に申告が必要です。

贈与税の申告

2月の各相談室の開設日は、次のとおりです。お気軽にご利用ください。

健康相談

2月12日(水) 上堺会館
2月25日(火) 文化会館
(午後1時半～3時)

※40歳以上の方は、健康手帳をご持参ください。

教育相談

2月4・18・25日
中央公民館 談話室
(午後1時半～4時半)
※電話でも相談に応じます。

結婚相談

2月15日(土)
3月15日(土)

文化会館 団体室
(午後1時～4時)
※団体室は、1階大集会場の奥に設けられています。

行政相談

2月27日

お知らせコーナー

● 中央公民館
(午前9時～11時半)

重度痴呆性 老人介護者に

月額一万五百五十円の手当

在宅の重度痴呆性老人の世話をしている人に介護手当を支給します。

なお、ねたきり老人福祉手当等の受給者は該当しません。
くわしくは、福祉保健課福祉係(内線47)にお尋ねください。

3月1日から

助産費 十三万円

葬祭費 四万円

国民健康保険の加入者が出産した時に支給される助産費が十三万円に、又死亡した時に支給される葬祭費が四万円に引き上げられました。

